

## 令和7年度第1回札幌方面伊達警察署協議会議事概要

### 1 開催日時

令和7年6月30日（月）午後3時00分から午後4時40分まで

### 2 開催場所

伊達警察署 会議室

### 3 出席者

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 協議会委員 | 7人（定員7人） |
| 会 長       | 館 崎 雄 二  |
| 副 会 長     | 小笠原 正 光  |
| 委 員       | 宇佐美 圭 孝  |
|           | 見 付 三津恵  |
|           | 高 橋 千 穂  |
|           | 石 澤 准    |
|           | 稲 垣 香 澄  |
| (2) 警察署員  | 9人       |
| 署 長       | 渡 部 茂 樹  |
| 副 署 長     | 久保田 司    |
| 警務課長      | 藤 原 健 司  |
| 会計課長      | 能登谷 佑 子  |
| 生活安全課長    | 澁 谷 夏 樹  |
| 地域課長      | 新 川 義 敬  |
| 交通課長      | 上 田 平    |
| 警備課長      | 沼 田 一 郎  |
| 警務係長      | （庶務担当）   |

### 4 役員の選出

### 5 委嘱状交付

### 6 署長挨拶

### 7 会長挨拶

### 8 報告事項

- (1) 懲戒処分等の報告について
- (2) 令和7年度第2回警察官採用試験の受験者募集について

### 9 協議事項

意見・要望に対する回答について

- 【委 員】 特殊詐欺防止に向けたネットワークの構築について教えてください。
- 【警 察】 金融機関及び自治体を含め、現在のところ11機関と情報ネットワークを構築し、本年4月から運用を開始しています。  
これまでに特殊詐欺の発生など、伊達警察署で認知した情報を提供しております。  
今後は、認知した情報に加え、新たな手口の紹介など情報提供の内容の

拡充を図り、実績を積んでまいります。

また、北海道警察の公式アプリ「ほくとポリス」には、管内で発生した犯罪情報を「ほくとくん防犯メール」で瞬時に情報発信しているので、こちらの普及にも取り組んで参ります。

【委員】 国道等で見られるゼブラゾーンの解釈は運転手に浸透しているのか伺います。

【警察】 ゼブラゾーンの正式名称は「導流帯」と呼ばれ、接触事故を防ぐために道路幅を狭めて見せることで車両を誘導し、安全かつ円滑な走行のため道路管理者が設けているものになります。

ゼブラゾーンを走行しても罰則の規定はなく、マナーやモラルの面でむやみに走行すべきではないとされています。

解釈の浸透については分かりかねるところではありますが、安全施設や道路交通安全についての情報発信を行って参ります。

【委員】 定期的な防災訓練の必要性和住民の意識レベルの向上のための対策について伺います。

【警察】 自助、共助、公助という言葉がありますが、災害が発生した場合、まず自らを助ける自助をやってもらうこととなります。非常袋を持ち避難所へ向かう際に、近所の方が避難しているかを気に掛けていただくのが共助、そして、避難所等を運営、救出救助、物資の提供、情報発信など公的機関が行うものが公助となります。

自助、共助、公助はそれぞれが連携して機能することで地域の効果的な防災対策が可能となります。

伊達警察署では、毎年、各自治体と防災訓練や防災講座を実施しておりますが、ご自身でできる訓練というものもあります。

9月1日の防災の日には、北海道シェイクアウトという形で毎年訓練を実施しています。地震が発生した時に、自分の身を守る訓練で、体制を低くする、頭を守る、じっとするという3つの行動をとる形となります。

住民の方の防災意識レベルが低い原因ですが、時間経過による風化、情報過多による慣れ、具体的に何をすればいいか分からないといったことが挙げられます。

訓練や講話等のご希望がありましたら、町内会単位でも結構ですのでご連絡ください。警察からの防災に関しては、交番・駐在所で作成しているミニ広報紙や街頭などでも広報啓発活動をしており、今後も継続して取り組んで参ります。

【委員】 交番等、地域警察について教えてください。

【警察】 警察署の地域警察の勤務体制は、大きく分けて交番勤務と駐在所勤務があります。交番勤務は3交替制で、24時間勤務し次の日に交代します。駐在所の勤務体制は日中の勤務となり、夜間は休みとなります。

勤務の内容は、各家庭を訪問する巡回連絡、管内を見回る警ら、事件事故があった場合、最初に臨場するのが地域警察官となります。

地域警察官は、地域住民が安全安心感を抱いて貰える最も身近なところで勤務しています。

【委員】 高齢者の免許返納についてですが、認知症が酷い方の免許を剥奪することは出来ないのでしょうか。

【警察】 客観的な資料など無しに、対象者本人の意思に反して免許を剥奪することは出来ません。

対処方法としては、警察のほか、包括支援センター支援員、自治体・自治会と連携して自主返納を促したり、認知症が疑われるような状況が認められる場合は安全運転相談手続きに基づき、対象者に診断書の提出を求め

ます。

診断書提出の結果、日常生活に支障がある程度の認知症と判断されれば免許取消となりますが、日常生活に支障がない程度の認知症だった場合や認知症ではないと判断されれば、運転が続けられます。

【委員】 犯罪の予防や少年の非行活動について、どのような活動が行われているのか伺います。

【警察】 犯罪の予防に関しては、各種啓発活動や被害の発生などに関する情報発信を織り交ぜて、管内住民の方に周知し被害に遭われないように防止をしております。

主な取組では、町内会など会合時における防犯講話、高校のボランティア部と合同による駐輪場の自転車防犯、コンビニや金融機関に対する強盗訓練など、さまざまな犯罪に関して広く防犯活動を実施し、年金支給日には金融機関等での被害防止活動を年間通して実施しております。

また、伊達市が中心となって活動する「ながら見守り活動」の参加団体に対して、防犯活動の実施要領などを講話するなどしてサポートを行っております。

少年非行防止活動についてですが、管内で行われる祭典時の啓発活動や少年補導員と合同によるパトロールを行ったり、日々の警らの中で不良行為少年を発見・補導しております。

小中学校に対しては、SNSや闇バイトなどの危険性に係る講話や、入学時期においては、保護者を対象としたSNSの適正利用などを講話するなどして非行防止活動に努めております。

## 10 次回報告協議事項

【警察】 次回報告協議事項として、委員からあった

「高齢者施設入居者で認知症の診断を受けている者が、免許証の更新意思があり免許更新ができたようだ。免許更新は、どの段階で取消しの判断がなされるのか。」

との質問について、次回の協議会で回答を報告協議することで賛同が得られた。

## 11 参考事項

報告事項に先立ち、委員からのアンケート回答について、「5月に行われた防災訓練の際、駐在所勤務員が避難指示に関し、いかに住民にスピーディかつ正確に伝えるか様々なアイディアを持っており感銘した。」との言葉があった。

また、別の委員から本会において、「管内に居住する親宅に駐在所勤務員が巡回連絡で来訪し、特殊詐欺被害防止や交通事故防止の話等を聞き、その活動に感謝していた。」との言葉があり、警察官の地道な活動が評価されたものである。

## 12 次回の開催予定

令和7年10月下旬から11月上旬を予定